小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第３号

奈良県桜井市大字桜井939番地の２
再生債務者　馬場　克英
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年６月15日　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第６号

神奈川県相模原市緑区東橋本２－７－１メゾン・ド・エストラード104（住民票上の住所さいたま市見沼区春岡３丁目53番地９
再生債務者　見代　栄二
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月５日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月19日から平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

徳島県小松島市和田島町字遠見85番地の308、旧住所徳島県小松島市和田島町字平見70番地
再生債務者　金山　和則
１　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月26日から平成28年８月２日まで
徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第５号

沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆351番地３
再生債務者　佐久間　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月15日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（再ロ）第１３号

大阪府河内長野市滝畑483番地の24
再生債務者　梶谷　正人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月14日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

宮崎市平和が丘東町23番地３
再生債務者　後藤　珠子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月15日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

広島県呉市音戸町田原２丁目20番７号
再生債務者　重川　健志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月15日　広島地方裁判所呉支部

平成２８年（再ロ）第１号

愛媛県伊予市尾崎649番地114
再生債務者　奥田　勝久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月15日　松山地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十五日
掲載頁　四十八頁（号外第一三二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十五日
掲載頁　六十三頁（号外第一三二号）
平成二十八年六月二十三日
（甲）株式会社コンプリート
代表取締役　橋本　松雄
大阪市城東区放出西三丁目二番二三号
（乙）アサイメディックス株式会社
代表取締役　橋本　松雄
大阪市城東区放出西三丁目二番二三号
（丙）有限会社オーエスアート
代表取締役　橋本　松雄

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年九月一日であり、甲の社員総会承認決議は平成二十八年三月二十五日、乙の評議員会承認決議及び理事会承認決議は平成二十八年三月二十六日に終了しております。
なお、この合併については、平成二十八年六月八日付で大阪府の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年六月二十三日
大阪市阿倍野区阪南町一丁目四九番二号
（甲）医療法人豊旺会
理事長　島田　千秋
大阪市平野区長吉出戸七丁目一四番一三号
（乙）医療法人豊旺会（財団）
理事長　島田　千秋

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するカルネコ株式会社（住所東京都千代田区丸の内一丁目八番三号）に対して当社の販促物の製作及び販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十八年六月二十三日
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号
カルビー株式会社
代表取締役　伊藤　秀二